

健康保険 被保険者 家族 埋葬料(費) 支給申請書 記入の手引き

加入者が亡くなり、埋葬料(費)を受ける場合にご使用ください。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、被保険者ご自身がご記入ください。

被保険者が亡くなった場合は、申請される方が申請者としてご記入ください。

添付書類(※1、※2)をご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者が亡くなり、被扶養者が申請する場合 ■被扶養者が亡くなり、被保険者が申請する場合(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主による死亡の証明 (証明が受けられない方は〔A〕をご参照ください。)
<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者が亡くなり、被扶養者以外の、被保険者により生計維持されていた方が申請する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票 (亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの) ●住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書のコピーなど
<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持されていた方がいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●領収書 (支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの) ●埋葬に要した費用の明細書 (費用の内訳がわかるもの)
<ul style="list-style-type: none"> ■事業主の証明を受けられない場合〔A〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬許可証または火葬許可証のコピー ●死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー ●亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本 ●住民票など <p style="text-align: right;">} いずれか 1つ</p>

▼上記の添付書類の他、以下のケースに該当する場合、追加で添付書類が必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ■請求する死亡の原因が工作中(業務上)または通勤途中によるものであって、労働(通勤)災害の給付を請求中の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働基準監督署への照会に関する同意書(※4)(※5)
<ul style="list-style-type: none"> ■死亡原因の負傷が第三者の行為による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者行為による傷病届(※5)

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2) 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。(翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。)

※3) 任意継続被保険者の方が亡くなった場合は、別途「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書(※5)」もあわせて、ご提出ください。

任意継続被扶養者の方が亡くなった場合は、別途「健康保険任意継続被保険者被扶養者異動届(※5)」もあわせて、ご提出ください。

※4) 労働災害について、労災保険の給付の決定に時間を要するため、先に健康保険の給付決定をした場合、労災保険の給付決定後、支給された当該健康保険の給付については、返納していただくことになります。

※5) 協会けんぽのホームページから印刷できます。(印刷環境がない場合は、協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。)

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。

次ページに記入例があります。➔



協会けんぽ

検索

埋葬料(費)の支給要件等

支給を受ける条件

1 埋葬料について

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方(親族や遺族であることは問われません)に「埋葬料」として5万円が支給されます。

また、被扶養者が亡くなった場合は、被保険者に「家族埋葬料」として5万円が支給されます。

☞「埋葬料」は、死亡の事実またはその確認があれば支給されるもので、埋葬を行ったことは要件とされていません。仮埋葬や葬儀を行わない場合でも支給されます。

2 埋葬費について

埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料(5万円)の範囲内で実際に埋葬に要した費用に相当する「埋葬費」が支給されます。

☞「埋葬費」は、実際に埋葬を行った方に支給されるため、埋葬を行った事実が必要であり、埋葬を行った後でなければ埋葬費を請求することはできません。

☞実際に埋葬に要した費用は葬壇一式料のほか、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼などの実費額です。埋葬に要した費用の範囲についてご不明な点がございましたら、ご提出先となる協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。

亡くなった方	支給対象となる方	支給額
被保険者	①被保険者により生計を維持されていた方	埋葬料 5万円
	②①の対象者がいない場合は、実際に埋葬を行った方	埋葬費 5万円の範囲内で埋葬に要した費用に相当する額
被扶養者	被保険者	家族埋葬料 5万円

資格喪失後の埋葬料(費)

被保険者が資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料・埋葬費が支給されます。

- ①被保険者だった方が資格喪失後3か月以内に亡くなったとき
 - ②被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき、もしくは、当該継続給付を受けなくなってから3か月以内に亡くなったとき
- ☞同じ埋葬に対して埋葬料(費)の支給は1回のみです。
- ☞被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。

申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができるようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。消滅時効の起算日は、以下の通りです。

種 類	消滅時効の起算日
■埋葬料 ■家族埋葬料	死亡年月日の翌日
■埋葬費	埋葬年月日の翌日